

埼玉県農業推進戦略

(令和3年～9年度)

令和3年3月

埼玉県農林部

目 次

第 1 基本的な考え方	
1 背景と目的	1
2 定 義	1
3 期 間	2
第 2 現状と課題	
1 取組拡大・担い手育成について	
(1) 栽培技術・取組拡大	2
(2) 新規就農者	5
2 流通販売について	
(1) 販売方法	5
(2) 生産拠点	6
3 流通業者・消費者等の理解について	
(1) エコ農業	7
(2) エシカル消費	7
第 3 推進方向と施策	
1 取組拡大・担い手育成に対する施策	
(1) 栽培技術の普及・取組拡大	8
(2) 新規就農者の育成	9
2 流通販売について	
(1) 新たな販売方法の確立と高付加価値化	10
(2) 生産拠点づくり	10
3 流通業者・消費者等の理解促進に対する施策	
(1) エコ農業への理解促進	11
(2) エシカル消費の推進	11
第 4 推進体制	
1 県の推進体制	11
2 関係機関等との連携	11
参考資料	13

第1 基本的な考え方

1 背景と目的

農業が持続的に発展を続けるためには、農業の自然循環機能の維持増進を図ることが重要です。

こうした中、国においては、農業生産に由来する環境への負荷を出来る限り低減する有機農業^{*}を推進することを目的として、平成18年12月に「有機農業の推進に関する法律（以下「有機農業推進法」という）」が施行され、平成19年4月には「有機農業の推進に関する基本的な方針（以下「有機農業基本方針」という）」が公表されました。

その後、平成26年4月に公表された有機農業基本方針の目標年度（平成30年度）の到来にあわせて、令和2年4月には令和12年を目標年とする新たな有機農業基本方針が公表されたところです。

本県においては、平成20年度に「彩の国有機100倍運動推進計画」、平成26年度には、「埼玉県エコ農業推進戦略（以下「戦略」という）」を定め、エコ農業を推進するための各種施策を展開してまいりました。

引き続き、持続的発展が可能な環境保全型農業^{*}全般を推進するため、ここに平成26年度に定めた「埼玉県エコ農業推進戦略」を改定します。

なお、有機農業は、生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことが明らかになってきており、その取組拡大は、国連の持続可能な開発目標（SDGs^{*}）の達成にも貢献するものです。この戦略では、有機農業を環境保全型農業を構成する重要な要素と位置づけ、推進を図っていきます。

2 定義

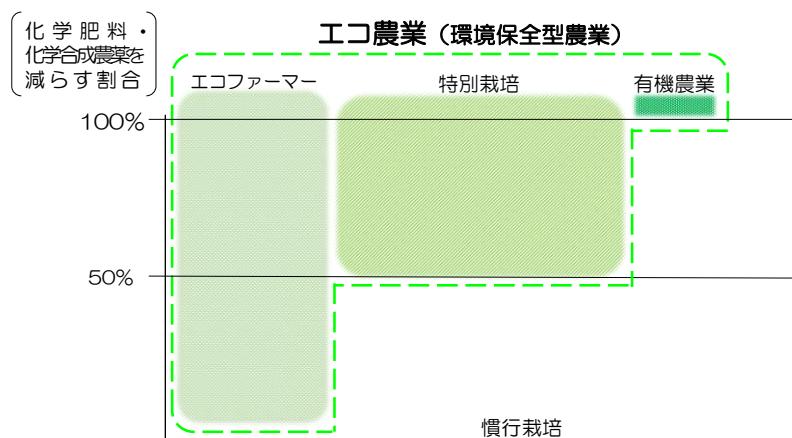
本戦略における「埼玉県エコ農業（以下「エコ農業」という）」とは、本県において実施される環境負荷軽減を図った環境保全型農業全般のことといいます。

県では埼玉県農林水産業振興条例第7条に基づき「埼玉県農林水産業振興基本計画（以下「県基本計画」という）」を策定しており、「環境に配慮した農業の振興」を「取組の展開方向」の施策として定めています。本戦略は、県基本計画に沿って、その定める方向の実現を目指し策定しており、県基本計画の下位計画に位置するものです。

なお、有機農業は、化学合成農薬や化学肥料を使用しない等、高度な技術を要するエコ農業の一つとして扱い、本戦略を有機農業推進法第7条第1項で定める「有機農業推進計画」として位置づけることとします。

*印の用語については、20ページからの「用語解説」を御覧ください。

【エコ農業のイメージ】



3 期 間

本戦略の期間は、令和3年度から令和9年度までの7年間とします。ただし、情勢の変化等で見直しが必要な場合にあっては、期間内であっても見直すものとします。また、エコ農業を巡る状況や国の見直し状況を踏まえ、計画期間を必要に応じて延長することとします。

第2 現状と課題

1 取組拡大・担い手育成について

(1) 栽培技術・取組拡大

ア 現 状

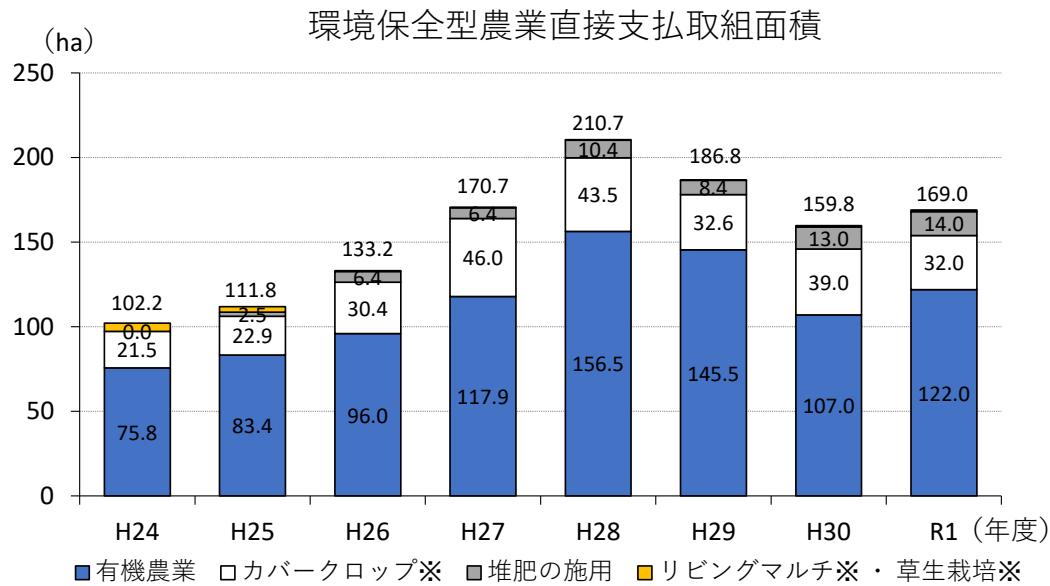
エコ農業の取組の拡大に向けて、有機農業の支援、埼玉県特別栽培農産物※認証、エコファーマー※の認定、エコ農業技術の普及等の施策を展開しています。

また、地球温暖化対策等に効果の高い生産技術や有機農業等に取り組む農業者等に対し、環境保全型農業直接支払交付金※制度による取組面積に応じた直接支援を行っています。

(ア) 環境保全型農業直接支払交付金

県では、平成24年度から国の「環境保全型農業直接支払交付金(平成27年度以前の名称:環境保全型農業直接支援対策)」を活用し、環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等への直接支援を行っています。

令和元年度は16市町、35件の個人・団体に補助金を交付しました。取組面積は169haとなっています。



(イ) 有機農業の支援

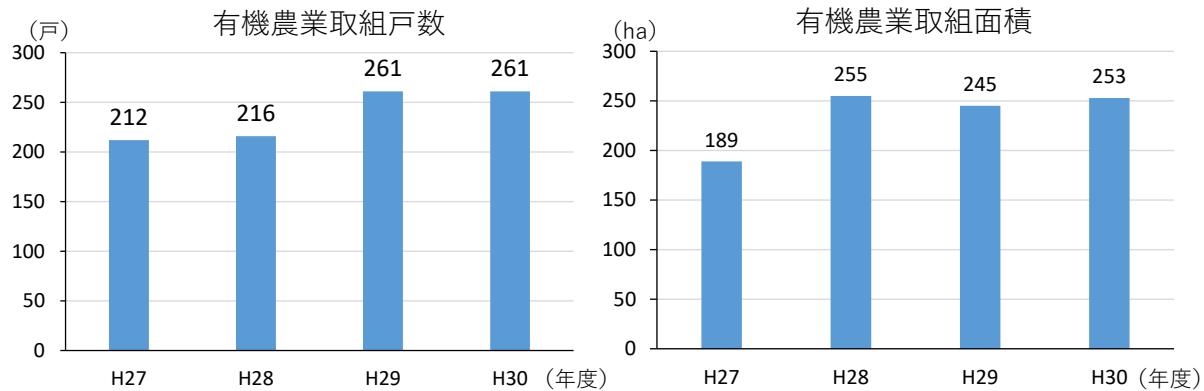
県では、有機農業の拡大に向けて全体研修会・情報交換会・自主企画研修会の開催等の技術面の支援、商談会等への出展支援といった販路確保に向けた支援を行っています。

また、交流会等の開催により、県内の有機農業者※間の交流・連携体制づくりの促進に努めるとともに、有機農業者同士の交流と技術向上を図っています。

令和元年度には、県内に点在している有機農業者間のつながりが生まれ、県域グループが設立されています。

また、農業大学校短期農業学科に有機農業専攻（1年制）を設置し、有機農業の新たな担い手の育成に取り組んでいます。

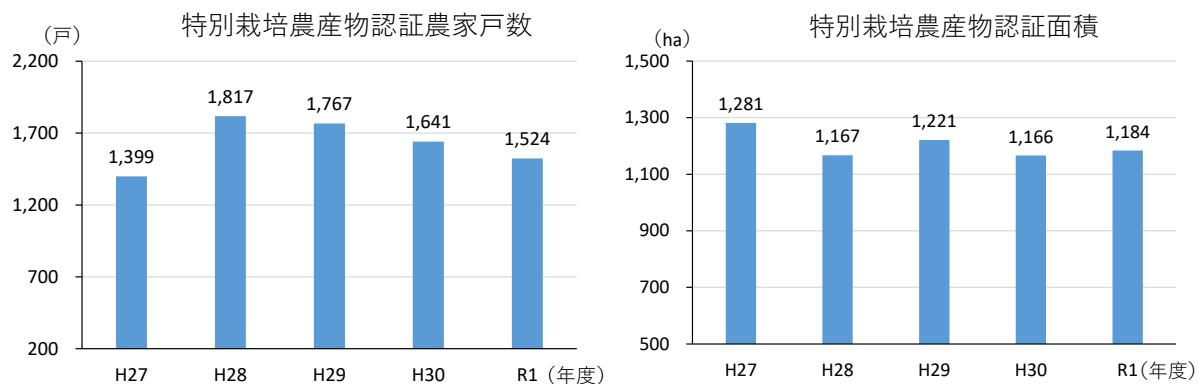
平成30年度末現在で有機農業取組戸数は261戸、取組面積は253haとなっています。



(ウ) 埼玉県特別栽培農産物認証制度

農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、栽培期間中、節減対象農薬及び化学肥料（窒素成分）の双方を慣行の5割以下に減らして栽培された農産物を県が独自に認証しています。

令和元年度末現在で特別栽培農産物の認証農家戸数は1,524戸、特別栽培農産物認証面積は1,184haとなっています。



(エ) エコファーマー認定制度

県では、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、環境にやさしい農業に取り組む計画を平成13年度から認定しています。

令和元年度末現在でエコファーマー認定数は531件となっています。

(オ) エコ農業に活用できる技術の普及

県では、エコ農業に取り組む農業者の栽培技術向上を図るため、天敵導入技術やIPM※などの技術実証圃を設置しています。

また、実証結果は農業者向けの講習会等で周知し、普及指導員等を通じて、技術の普及を図っています。

イ 課題

エコ農業は、化学合成農薬や化学肥料の使用量を減らし、限られた農薬等を用いた栽培方法のため、安定生産のためには高度な技術が必要です。

さらに、有機農業では、化学合成農薬及び化学肥料を一切使用しないことから、安定生産技術の確立がより難しく、収量が低い、品質にばらつきがあるといった特徴があり、技術習得までに時間を要する傾向があります。

また、近年の気候変動に対応した技術等の確立が求められています。

エコ農業は、環境負荷を軽減した農業ですが、経営を継続するためには、環境保全の取組に加え、食の安全や労働安全を確保する取組も重要です。

(2) 新規就農者

ア 現 状

県では、就農相談窓口を設置し、相談に応じています。相談者のほとんどは非農家であることから、農業技術を習得する研修先や就農制度、制度資金等について説明を行っています。

イ 課 題

新規就農にあたっては、エコ農業に活用できる農業生産技術の習得が必要です。特に有機農業については、栽培技術の習得が難しいため、技術指導者となる農業者の存在が大変重要ですが、研修受入れが可能な農業者情報を収集する必要があります。

また、就農直後は、収入が不安定で、経営を維持継続していくための資金繩りが難しいため、経営安定及び定着に向けた資金の確保が必要です。

特に有機農業では、気象状況や病害虫の発生などの影響により安定した収量を確保することが難しく、収入が不安定になるリスクが高まります。

このほか、慣行栽培を行う生産者が散布する化学合成農薬が有機 JAS 認証^{*}へ影響する可能性があるなど、エコ農業に取り組むほ場と慣行栽培に取り組むほ場が近接する地域においては、病害虫の発生低減や農薬の飛散防止など、周辺農家や周辺地域との相互理解と合意形成を図っていくことが必要です。

2 流通販売について

(1) 販売方法

ア 現 状

エコ農業に地域で取り組んでいるところでは、JAや出荷集団などを経由した市場出荷などの広域な流通が行われています。

有機農業の場合では、直売所での販売や宅配等による消費者への直接販売が多く行われています。

また、平成30年度末時点の県内で有機農業に取り組む者のうち、有機 JAS 認証取得事業者数は35戸、栽培面積は56ha、有機 JAS 認証を取得していない農業者数は226戸、栽培面積は197haとなっています。

県では、エコ農業により生産された農産物の販路拡大に向けて農業者と流通業者との情報交換機会の提供や商談会等への出展を支援しています。

また、埼玉県特別栽培農産物の飲食店での利用を促進するため、「埼玉県特別栽培農産物利用店^{*}指定制度」を推進しています。利用店の指

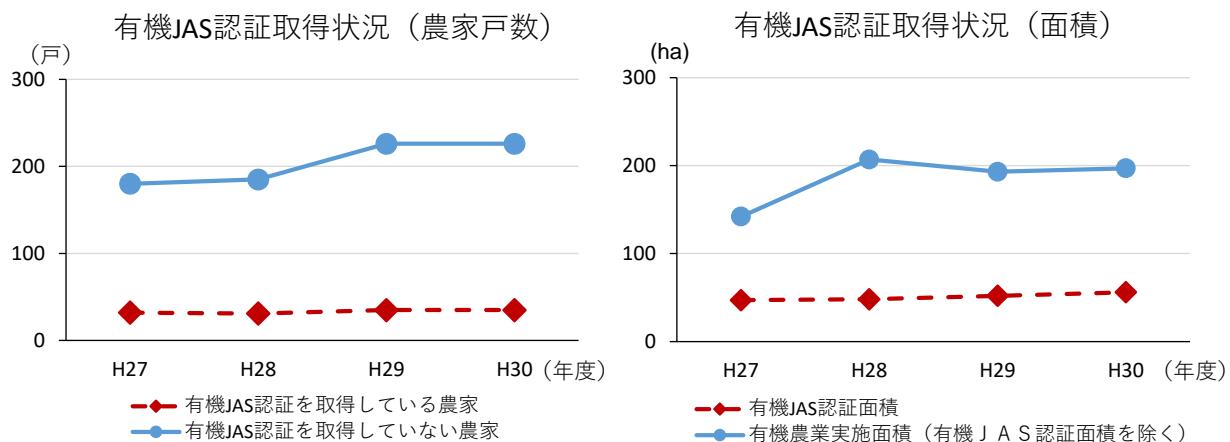
定数は令和3年3月時点で78店舗となっています。

イ 課 題

エコ農業により生産された農産物（以下「エコ農産物」という）は、環境負荷軽減のための資材費や人件費といったコストが慣行栽培と比較して高い傾向にありますが、販売価格に反映しにくいことが課題となっています。

また、有機農業により生産された農産物の多くは、宅配による小規模な直接取引が中心となっており、出荷量が少なく、高い送料や梱包の手間などのコストが経営上の課題となっています。

さらに、有機農産物を市場等を経由して量販店等へ出荷するためには、有機JAS認証の取得が求められています。



（2）生産拠点

ア 現 状

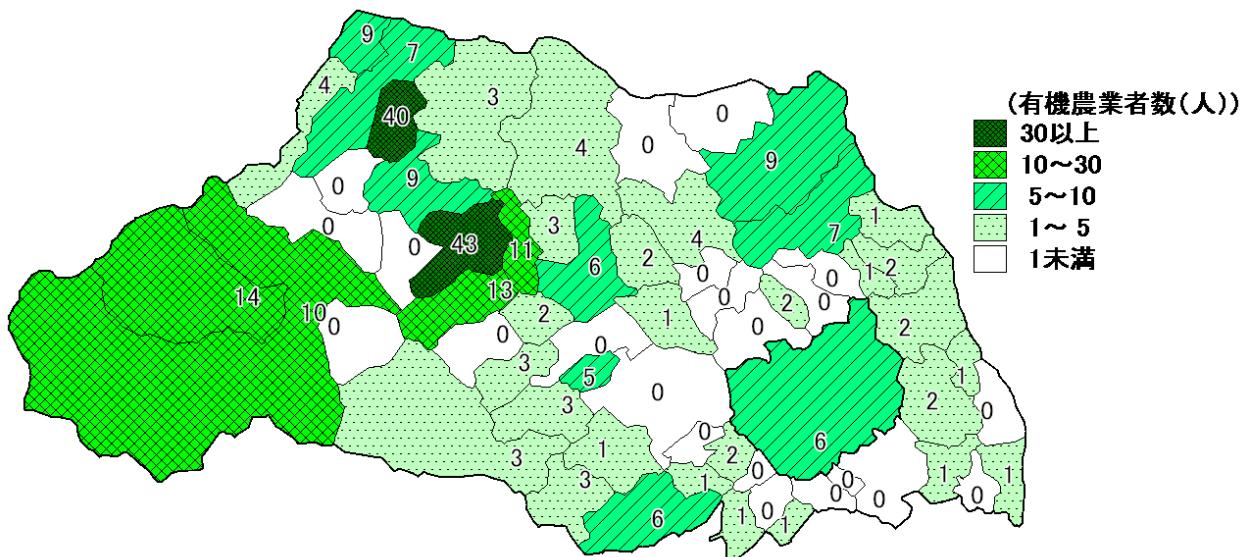
エコ農業に地域で取り組んでいるところでは、JAの生産部会などを生産拠点として生産及び出荷が行われています。

また、有機農業の場合は、有機農業者の多くが県内に点在しており、栽培方法などに基づく独自ブランドを作るなど、個々の取組が中心となっています。

イ 課 題

エコ農業や有機農業の拡大に当たっては、品目や集出荷ロットの拡大、集出荷の合理化等を通じ、安定的にニーズに応じた生産や供給体制を備えた生産拠点の形成が重要です。

市町村別有機農業者数



※データ出典：「有機農業の取組面積等に係る実態調査」から、平成30年度末時点の市町村別有機農業者数

3 流通業者・消費者等の理解について

(1) エコ農業

ア 現 状

エコ農業に関する制度には「特別栽培農産物認証制度」、「エコマー認定制度」、「有機JAS認証」等複数あります。

これらは化学合成農薬や化学肥料の使用回数・量の制限や有機質資材施用による土づくり等、環境への負荷低減につながる取組として、一部の流通業者や消費者からは評価され、慣行栽培により生産された農産物よりも優先的に購入されています。

イ 課 題

流通業者や消費者のエコ農産物に対する認知度は低く、それぞれの取組の違いや特徴、価値が消費者に十分理解されていません。

十分な理解がなければ、エコ農業を実践する際の環境負荷軽減のための資材費や人件費といったコストは販売価格に反映しにくいため、エコ農産物の各種制度や取組の特徴を消費者に正しく理解してもらうことが重要です。

(2) エシカル消費*

ア 現 状

エコ農産物の選択・購買は、環境保全につながることからエシカル消

費にあたります。

一方、農林水産統計（平成27年度 農林水産情報交流ネットワーク事業全国調査 有機農業を含む環境に配慮した農産物に関する意識・意向調査）によると、消費者が環境にやさしい農産物を選択・購買する動機としては、「安全だと思うから（87.5%）」「環境に配慮した農業をしている生産者を応援したいから（45.5%）」「健康上の理由から化学肥料や農薬を使用していない農産物を必要とする（28.2%）」となっています。

イ 課題

多くの消費者は、エコ農産物を購入する動機としては安全安心・健康への関心が高く、エコ農業本来の目的である環境保全の面についての理解は十分ではありません。

エコ農産物の選択・購入が、環境に配慮した購買行動（エシカル消費）で、SDGsの達成にもつながるということを啓発し、普及していくことが重要です。

第3 推進方向と施策

1 取組拡大・担い手育成に対する施策

（1）栽培技術の普及・取組拡大

ア 栽培技術、経営指導の強化

エコ農業や有機農業に取り組む、若しくは取り組もうとする農業者に対し、技術指導や経営指導を行います。

栽培指導にあたっては、エコ農業や有機農業に活用できる防除資材や肥料、堆肥等を用いるなど、JA等関係機関と連携して取り組みます。

また、研修会の開催や国及び民間団体等が開催する研修会への参加により、エコ農業の技術や有機JAS認証の取得について指導及び助言できる人材の育成に努めます。

さらに、有機農業等の取組事例をホームページ等で紹介するなど、情報発信に努めます。

イ 栽培技術に関する試験研究の実施

IPMなどのエコ農業に活用できる技術や省力化技術、気候変動に対応する技術等、エコ農業に取り組む農業者のニーズを的確に把握し、試験研究に反映させるよう努め、得られた成果については研修会等を通じて広く情報提供を行います。

ウ 研修会の開催

農業者が環境にやさしいエコ農業を実践するために必要な技術等の情報を収集でき、かつ農業者相互のネットワークづくりにつながるよう、研修会や情報交換会を開催します。

エ 実践農業者の連携促進

研修会や情報交換会を開催し、地域においてネットワークを形成し、技術向上や販路拡大につながるよう、農業者の連携促進を図ります。

また、研修会等の情報は、ホームページやSNS等を活用し発信していきます。

オ S-GAP^{*}導入の推進

エコ農業本来の目的である環境保全に加え、安全安心な農産物生産や労働安全の確保、経営の改善につながるS-GAPの導入を推進します。

(2) 新規就農者の育成

ア サポート体制の整備

新規就農に必要な農業生産技術の習得や農地の確保に向けて、就農相談窓口を設け、就農相談や青年等就農計画の策定指導、農業次世代人材投資資金^{*}の活用についての助言・指導を行います。

また、耕作可能な農地の確保等については、市町村や農業委員会等と連携し、必要に応じて情報提供や助言を行います。

新規就農者が円滑にエコ農業を開始できるよう、取組事例やエコ農業に関する栽培技術等について、ホームページを活用して情報発信に努めます。

イ 研修機会の拡大

農業大学校では、有機農業専攻を設置し、有機農業経営者を講師として招くなど、技術の特殊性を考慮した実践的な実習を通じて有機農業の基礎技術と知識をもつ手を養成します。

また、各専攻のカリキュラムにエコ農業に活用できる技術として、IPM技術や農薬低減の取組、堆肥の利用などを取り入れるよう努めます。

卒業後の農業法人等への就職のあっせんや受け入れ可能な研修先の紹介など、多様な就農形態への対応に努めます。

特に有機農業は技術習得が難しいことから、県内の有機農業者との連携を強化し、新規就農者の研修受け入れに関する情報等の把握に努めます。

ウ 制度資金等の推進

新規就農者の経営安定及び定着を図るため、農業次世代人材投資事業

の資金交付対象者には、制度が活用できるよう周知や支援を行います。

また、希望する農業者が農業近代化資金や青年等就農資金などの農業制度資金についても、活用できるよう周知・支援を行います。

2 流通販売について

(1) 新たな販売方法の確立と高付加価値化

ア 新規販路開拓の促進

エコ農業に取り組む農業者が新たな販路を確保できるよう、流通業者との情報交換会の開催や商談会・マルシェ^{*}への出展支援を行い、実需者と農業者のマッチングを促進します。

また、JA等と連携し、既存物流網を活用した市場等への出荷ルートの確立を支援します。

イ 付加価値向上の支援

流通業者や消費者に対し、エコ農業が環境に配慮した生産方法であることを周知し、評価を高めるとともに、菜色美人^{*}など、既存のブランドを活用して、差別化を図ります。

また、高付加価値化と周年販売につながる6次産業化^{*}や農商工連携^{*}による加工品の開発などを支援します。

ウ 有機JAS認証取得の推進

有機JAS認証を取得するかしないかについては、農業者の経営判断によるものであることを前提としつつ、取引先のニーズ等を踏まえ、販売機会の多様化を図るため、有機JAS認証の取得に向けた研修会の開催や認証取得に係る支援を必要に応じて行います。

また、有機JAS認証の取得を支援するため、指導及び助言できる人材の育成に努めます。

(2) 生産拠点づくり

ア 実践農業者の連携促進

研修会や情報交換会の開催により、県内の農業者間でのつながりが生まれ、ネットワークが構築されています。

既存のネットワークグループと連携し、農業者同士の連携強化と拡大を促進します。

また、有機農業者のネットワーク化等による生産拠点の取組事例についての情報収集・情報発信に努めます。

イ 関係機関との連携強化

市町村やJAなどと連携し、農業者がネットワークを作り、地域で生

産される農産物の生産、流通、販売に組織的に取り組めるよう支援します。
また、ネットワーク化にあたっては、環境保全型農業直接支払交付金の活用を推進します。

3 流通業者・消費者等の理解促進に対する施策

(1) エコ農業への理解促進

エコ農業は、環境負荷軽減に取り組む中で、慣行栽培と比較して、資材費や人件費といったコストが高くなることなどへの理解を促進するため、イベント等を活用し、流通業者や消費者に対し、エコ農業の背景や意義、制度のしくみを情報発信します。

(2) エシカル消費の推進

消費者に対し、エコ農産物を選択・購買することは、SDGsの達成や農村景観形成、生物多様性の保全につながる取組であることを周知し、理解や関心が深まるよう努めます。

また、特別栽培農産物利用店の指定を推進し、ホームページやガイドブック等で情報発信を行うことで、消費者がエコ農業により栽培された農産物入手しやすい環境づくりに努めます。

第4 推進体制

1 県の推進体制

県は、エコ農業の推進に関する施策を計画的かつ一体的に推進し、施策の効果を高めるため、庁内の関係部署との連携体制を確保します。

2 関係機関等との連携

県は、エコ農業の推進に関する取組について、農業者その他の関係者及び消費者の理解と協力を得るとともに、農業者や民間団体、流通業者、販売業者、実需者※、消費者、国・市町村及び農業団体と連携してエコ農業の推進に取り組むように努めます。

參 考 資 料

目 次

資料 1 エコ農業への埼玉県の取組経過	15
資料 2 有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）	16
資料 3 国の新たな有機農業の推進に関する基本的な方針の概要	19
資料 4 用語解説	20

資料 1

エコ農業への埼玉県の取組経過

(1) 彩の国有機100倍運動(平成9年度～23年度)

環境にやさしい農業の推進と安全・安心な農産物の安定供給の実現に向け、①環境にやさしい農業の普及・拡大②有機質資源を活用した土づくりとリサイクルの促進③環境にやさしい農業技術の開発と普及④安全・安心な農産物の供給の4項目を柱にして、化学合成農薬と化学肥料の使用量の低減に取り組みました。平成7年度の使用量を100とすると平成23年度の化学農薬使用量は51.9、化学肥料使用量は31.5となりました。

(2) 埼玉農業エコひいき推進事業(平成24年度～26年度)

エコ農産物の需要拡大や高付加価値化を図るため、エコ農業に取り組む産地の育成や消費者等の環境保全型農業への理解増進に取り組みました。

産地育成にあたっては、国が平成23年度に創出した「環境保全型農業直接支援対策」を活用し、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う産地に対して直接支払いを行い支援しました。

直接支払い制度による有機農業等の実施面積は、平成23年度の102.2haから平成26年度には、133.2haに拡大しました。

(3) 埼玉エコ農業推進事業(平成27年度～)

引き続き、エコ農産物の需要拡大や高付加価値化を図るため、農薬・化学肥料の削減や地球温暖化等に効果の高いエコ農業に取り組む産地を育成しています。

また、有機農業の拡大を図るため、農業者が抱える技術課題をテーマとした研修会の開催、流通業者とのマッチングによる販路確保に向けた支援を行っています。

資料2

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）

（目的）

第一条 この法律は、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

（基本理念）

第三条 有機農業の推進は、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保が重要であり、有機農業が農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることにかんがみ、農業者が容易にこれに従事することができるようすることを旨として、行われなければならない。

2 有機農業の推進は、消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中で、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大していることを踏まえ、有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものであることにかんがみ、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に取り組むことができるようになるとともに、消費者が容易に有機農業により生産される農産物入手できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 有機農業の推進は、消費者の有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する理解の増進が重要であることにかんがみ、有機農業を行う農業者（以下「有機農業者」という。）その他の関係者と消費者との連携の促進を図りながら行われなければならない。

4 有機農業の推進は、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ有機農業を推進するものとする。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、有機農業の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(基本方針)

第六条 農林水産大臣は、有機農業の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次の事項を定めるものとする。

- 一 有機農業の推進に関する基本的な事項
- 二 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項
- 三 有機農業の推進に関する施策に関する事項
- 四 その他有機農業の推進に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(推進計画)

第七条 都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画（次項において「推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(有機農業者等の支援)

第八条 国及び地方公共団体は、有機農業者及び有機農業を行おうとする者の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(技術開発等の促進)

第九条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する技術の研究開発及びその成果の普及を促進するため、研究施設の整備、研究開発の成果に関する普及指導及び情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(消費者の理解と関心の増進)

第十条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他の消費者の有機農業に対する理解と関心を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(有機農業者と消費者の相互理解の増進)

第十一条 国及び地方公共団体は、有機農業者と消費者の相互理解の増進のため、有機農業者と消費者との交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査の実施)

第十二条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関し必要な調査を実施する

ものとする。

(国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(国の地方公共団体に対する援助)

第十四条 国は、地方公共団体が行う有機農業の推進に関する施策に関し、必要な指導、助言その他の援助をすることができる。

(有機農業者等の意見の反映)

第十五条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、有機農業者その他の関係者及び消費者に対する当該施策について意見を述べる機会の付与その他当該施策にこれらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

2 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）」を、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）及び有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）」に改める。

(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部改正)

3 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中第四十条第三項の改正規定を次のように改める。

第四十条第三項中「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）」の下に、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）」を加える。

資料3

国の新たな有機農業の推進に関する基本的な方針の概要

新たな有機農業の推進に関する基本的な方針について

新たな有機農業の推進に関する基本的な方針

基本的な事項

- 有機農業の取組拡大は、以下のような特徴から農業施策の推進に貢献。
 - 農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減、さらに生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すなど農業施策全体及び農村におけるSDGsの達成に貢献。
 - 国内外での需要の拡大に対する安定供給を図ることが、需要に応じた生産供給や輸出拡大推進に貢献。
 - 有機農業の拡大に向け、農業者との他の関係者の自主性を尊重しつつ、以下の取組を推進。

有機農業の生産拡大：有機農業の人材育成、産地づくりを推進。

有機食品の国産シェア拡大：販売機会の多様化、消費者の理解の増進を推進。

推進及び普及の目標

- 10年後（2030年）の国内外の有機食品の需要拡大を以下のように見通し。

<国内の有機食品の需要>	1,300億円（2009） → 3,280億円（2030）
<有機食品の輸出額>	17.5億円（2017） → 210億円（2030）
- この需要に対応し、生産および消費の目標として、以下を設定。

[有機農業の取組面積]	24千ha (0.5%*
[有機農業者数]	36千人 (2030)
[有機食品の国産シェア]	25% (2030)

有機食品を利用する消費者の割合】

[週1回以上]	18% (2017) → 63千ha (2030)
[12千人 (2009) → 36千人 (2030)]	60% (2017) → 36千人 (2030)
[18% (2017) → 25% (2030)]	12千人 (2009) → 36千人 (2030)

有機農業を巡る近年の状況

国内外の有機食品市場規模の推移

年	内需(億円)	成長率(%)
2009年	1,300	0.4%
2017年	1,850	0.4%
2017F	2,120	0.5%

* (-) : 2017年実績未定、(F) : 2017年見込、(2017F) : 2017年見込

有機農業はSDGsの達成に貢献

有機農業の生物多様性保全の貢献結果

果樹・有機部会における論点

「有機農業の持続等を踏まえ、農業全体の中で有機農業を推進する目的を明確にすべき」

「有機農業の制度」

✓ 有機農業関連制度が、生産者にも消費者にもわかりにくい。国際水準も踏まえて定義を整理する、有機認証を取得しやすくなる、等の整理が必要。

「有機農業の施設」

✓ 有機農業に取り組む生産者の人材育成や相互連携、技術開発、農地の確保・集約化、販路開拓や流通の合理化、消費者への情報伝達、理解確保が必要。

これまでの有機農業の推進に関する基本的な方針

- 有機農業推進法（平成18年12月制定）に基づき、
○ 基本的な事項、推進及び普及の目標、施策等を記載。
平成19年4月策定

※ 平成30年（2018）に、取組面積を全耕地面積の1.0%とする目標を設定（2017年時点CO: 5.3%）

中間評価及び見直し

- 10年後（2030年）を目標年度とし、達成状況を随時確認し、5年後を目途に中間評価を行い見直しを検討。

資料4

用語解説

○ 有機農業

平成18年12月に施行された「有機農業の推進に関する法律」において、定義されている「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」。

○ 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

○ SDGs

令和12（2030）年を期限とする国際社会全体の開発目標。飢餓や貧困の撲滅、経済成長と雇用、気候変動対策等包括的な17の目標を設定。法的な拘束力はなく、各国の状況に応じた自主的な対応が求められる。我が国では、平成28（2016）年5月に、SDGsの実施のために閣議決定で「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置。同年12月にSDGs実施のための我が国のビジョンや優先課題等を掲げた「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を、平成29（2017）年12月には我が国のSDGsモデルの発信に向けた方向性や主要な取組を盛り込んだ「SDGsアクションプラン2018」を同本部で決定。SDGsはSustainable Development Goalsの略。

農業は、地球環境と密接に結びついている産業であり、環境保全型農業の取組はSDGsの達成に貢献できる。

○ 埼玉県特別栽培農産物

その農産物が埼玉県内の慣行レベル（埼玉県内で慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された農産物。

○ エコファーマー

平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」第4条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者の愛称名。

○ 環境保全型農業直接支払交付金

地球温暖化防止等を目的とした環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等に対して、掛かり増し経費の補助をする制度。平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度となっている。有機農業の取組や、化学合成農薬及び化学肥料の5割低減の取組とセットで堆肥の施用を行う取組など、様々な営農活動が交付金の対象となっている。

○ カバークロップ

緑肥のことで、栽培した植物を腐らせずに土壤中にすき込み、肥料にすることをいう。土壤への肥料成分の供給のほか、病害虫や雑草の発生抑制、土壤の塩類集積の改善、土壤の物理性の改善等の効果が期待できる。

○ リビングマルチ

畑作物や野菜等の主作物の周りに、収穫を目的としない被覆植物のマルチ用麦やクローバー等を混作、または間作的に作付する栽培。生きた（リビング）マルチとして雑草の発生を抑制し、除草剤の散布量を減らしたり、中耕を省略できるほか、土着天敵のすみかとなることから、害虫の発生抑制効果が期待できる。環境保全に寄与する技術である。

○ 草生栽培

主に樹園地の土壤管理法として行われ、樹下に麦類や牧草、その他密生する作物を植えること。刈草のすき込みによる有機物の補給、土壤侵食の防止、土壤微生物の増加などによる地力の保全を主目的とする。また状況により、地温調節、着果率の向上や果実の着色、熟期の促進、品質の向上、落果実の損傷防止などのほか、マメ科植物による草生では、空気中の窒素を固定することによって土壤への窒素の補給も期待できる。

○ 有機農業者

有機農業の生産方法を用いて農業を行う農業者。

○ IPM

Integrated Pest Management の略で、日本語で総合的病害虫管理のこと。農水省の実践指針では雑草管理も含める。予め病害虫・雑草の発生しにくい環境を整え（輪作、抵抗性品種導入、土着天敵利用等）、病害虫の発生状況に応じて、天敵（生物的防除）や粘着板（物理的防除）等の防除方法を適切に組み合わせ、環境への負荷を軽減しつつ、病害虫の発生を抑制する防除体系。

○ 有機JAS認証

有機農産物の日本農林規格を満たした農産物について、登録認証機関により認証を行う制度。

○ 埼玉県特別栽培農産物利用店

埼玉県が認証した特別栽培農産物を使っている飲食店として、県の指定を受けた店舗。利用店になるには、①県内に店舗がある飲食店や惣菜店であるか、県内に本店がある県外の飲食店及び総菜店であること。②「埼玉県特別栽培農産物」を1品目以上使ったメニューをおおむね1年間提供できること。③調理方法、盛りつけ方法、メニュー等に創意工夫を行い、本県の特別栽培農産物のイメージアップに貢献していること。④「埼玉県特別栽培農産物」以外の農畜産物についても、できる限り県内産の利用に努めていること。の4つの条件を満たす必要がある。

○ エシカル消費

エシカルとは「倫理的」という意味で、「人や社会、環境に配慮した消費行動」のこと。本戦略では、環境に配慮し、エコ農産物を意識的に選択・購買することを指す。

○ GAP

Good Agricultural Practice の略で、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。

○ S-GAP

埼玉県オリジナルのGAP規範。農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（通称：国のGAPガイドライン）に準拠している。

平成28年10月から、農業者のS-GAP実践状況を農場評価員が客観的に評価する「S-GAP農場評価制度」がスタートした。

○ 農業次世代人材投資資金

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修や就農直後の経営確立を支援するために交付する資金。

○ マルシェ

イベントとして開催される期間限定の市場。

○ 菜色美人

J A全農さいたまが運営する埼玉野菜のブランド。

○ **6次産業化**

農林漁業者等が必要に応じて農林漁業者等以外の者の協力を得て主体的に行う、
1次産業としての農業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の
事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を
生み出す取組。

○ **農商工連携**

農業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄り、新しい商品や
サービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。

○ **実需者**

本戦略では、小売、外食、宿泊、中食、食品加工、仲卸等のバイヤーを指す。